北極星

_{柔道整復師}療養費不正 対策を強化

部位替え請求 重点審査



整骨院などの柔道整復師(柔整師)による療養費の不正請求が相次いでいることを受けて、厚生労働省は、再発防止に向けた対策を強化する方針を固めた。

「部位転がし」と呼ばれる新たな不正の手口を重点的に審査することや、保険請求できる柔整師(施術管理者)の要件の厳格化などが柱だ。ただ、健康保険組合などが求めた本格的な対策は見送られ、早くも実効性に疑問の声も上がっている。

健保側、実効性に疑問

昨年 11 月に暴力団組長らが柔整療養費を不正受給した疑いで逮捕された事件などを受け、 厚労省は今年 3 月、保険者と柔整団体らでつくる療養費の検討会で議論を始め、先月 23 日 に再発防止の基本方針を公表した。

検討会では、同じ患者について負傷部位を替えて何度も不正請求する「部位転がし」が近年横行し、目立たないよう少額の請求が繰り返されている現状を、同省が報告。対策として、部位転がしの疑いが強い請求を抽出して重点審査を行うほか、審査にあたる柔整審査会の施術所に対する調査権限の強化や、指導・監査を行う地方厚生局の人員増強が盛り込まれた。

さらに保険請求できる施術管理者について、3 年以上の実務経験などを要件とすることも提言された。

保険者側は検討会で、全ての保険申請書に負傷原因を記入することや、保険請求の回数制限などを求めたが、柔整師団体は慎重な姿勢を崩さず、「今後の検討課題」にとどまった。

検討会で高橋直人・全国健康保険協会理事は「実効性には甚だ疑問がある。もう一度、根本に立ち返ってほしい」と注文を付けた。厚労省は基本方針を踏まえ、具体的な工程表づくりを行う。

実務経験などを要件とする。保険請求できる施術管理者について、3年以上の指導・監査にあたる地方厚生局の人員を増強柔整審査会の施術所に対する調査権限を強化素整審査会の施術所に対する調査権限を強化

1

柔整師急増 競争激しく

厚労省によると、2014 年度までの 5 年間で、不正請求などで施術管理者の資格を取り消された柔整師は 148 人で、返納された療養費は約 5 億 7000 万円に上る。

不正請求が後を絶たない背景には柔整師の急増がある。1998年当時、約2万9000人だった柔整師は、2014年には約6万4000人と倍増。施術所も約2万3000か所から約4万5500か所に増えた。

転機は 1998 年。国が柔整師の養成校の新設を認めないのは違法とする福岡地裁判決だった。当時 14 校(定員計 1050 人)だった養成校は急増し、今年 4 月には 109 校(同約 8600 人) と8 倍になった。こうした状況を受け、厚労省は昨年 12 月、療養費とは別に、柔整師の養成校のカリキュラムを見直すための検討会を新設。先月公表された報告書案では、職業倫理の単位を新設するなど、総単位を 85 単位から 99 単位に増やす方向性が盛り込まれた。

検討会の委員を務めた模士修和・帝京平成大教授(柔道整復学)は、「柔整師の質の低下が懸念されており、教育の質の向上が急務だ。柔整師の職業倫理と専門性を高めることが、柔整師の選別と不正の防止につながる」と指摘する。

2016年 10月 12日 読売新聞より転載

柔道整復師

カルテなど提出義務化 不正請求防止へ

厚生労働省は、柔道整復師(柔整師)の施術に公的医療保険を適用する療養費制度について、不正請求対策を強化する方針を固めた。不正の疑われるケースは接骨院などにカルテなど関連資料の提出を義務付ける。柔整師の急増に伴う接骨院の過当競争で療養費の不正請求が横行しており、厚労省は近〈都道府県など関係機関に通知。来年度から開始する。

柔整師は厚労省が認定する国家資格で、接骨院などで施術する。医療行為はできないが、 骨折や脱臼などの施術に対して支払われる療養費は公的医療保険が適用され、利用者は原 則3割の自己負担で受けられる。14年度は医療保険から約3800億円が支払われた。

柔整師は毎年5000人前後が合格し、14年時点で約6万4000人が就業。接骨院などの施術所も約4万5000カ所に上り、1994年の約2万カ所から急増し、過当競争を招いている。その結果、肩や腰など部分を次々と変えて施術し、マッサージ代わりの利用が疑われる「部位転がし」と呼ばれる不正な請求や、白紙の申請書を悪用した架空請求が後を絶たない。

厚労省はこうした不正請求に早期に対応できるよう、全国健康保険協会(協会けんぽ)などがつくる審査機関「柔道整復審査会」が、「部位転がし」など不正請求が疑われる施術所の診療報酬明細書(レセプト)を抽出して調査し、資料提出や説明を求めることを可能にする。

架空請求対策としては、施術所に領収書の発行履歴や、通院歴の分かる来院簿やカルテなどの提示を求めることができるようにもする。

療養費を巡っては、昨年11月には暴力団組員や接骨院経営者らが架空請求し、療養費を 1億円近〈詐取したとみられる事件が発生するなど、不正請求対策の強化が課題となってい た。

毎日新聞 2016 年 10 月 9 日

接骨院で学生が無資格施術 療養費不正請求疑い 警視庁が情報収集

接骨院で柔道整復師の資格を持たない学生による無資格施術が横行していることが2日、関係者への取材で分かった。東京都荒川区の接骨院では、無資格の学生が施術した上、不正に健康保険から支出される療養費を請求していた疑いが浮上し、区が調査に着手。警視庁も情報収集に乗り出した。養成学校の乱立で"質の低下"を指摘する声もあり、専門家は「抜本的な改革が必要」と話している。

教え子に「依頼」

「荒川区内の接骨院で無資格施術と不正請求が行われたという申し出を受けた」。区の担当者はそう話す。申し出たのは柔道整復師養成学校の卒業生で、学生時代に実際、接骨院で施術を行っていたという。

区によると、接骨院を経営するのは区内の柔道整復師養成学校で非常勤講師を務める男性。少な〈とも平成24年以降、自らの接骨院で学生に無資格施術をさせていたという。

昨秋には学生を名乗る従業員から施術を受けた男性患者方に、同院で健康保険が適用された記録も届いていた。「接骨院側が有資格者の施術と偽り、保険請求をしたとみられる」(区関係者)

区は警視庁荒川署に情報提供。荒川署も不正請求の可能性があるとみて情報収集に乗り出した。

「助手」の実態は...

柔道整復師法では、無資格で業として柔道整復の施術を行うことを禁じている。だが、複数の接骨院経営者は「無資格施術と不正請求は横行している」と異口同音に話す。

「接骨院 助手募集」。柔道整復師の学校には、こんな求人広告が至る所に貼られているという。名目は「助手」だが、都内の接骨院経営者は「実際には柔道整復の施術を任せられることが多い」という。

経営者にとっては安い人件費で雇える一方、学生側は実習ができ、経験を積める。「いわば双方にメリットがあり、発覚しづらい」とこの経営者は証言する。

学生でも仕事がこなせるのには訳がある。「骨折などの施術ではなく、体をもむだけのマッサージをしているためだ」と指摘するのは明治国際医療大学の長尾淳彦教授(柔道整復学科)だ。マッサージは、基本的に健康保険の請求が認められない。「ところがマッサージでも柔道整復の施術と偽り、堂々と請求されている」と長尾教授は憤る。

受領委任を悪用

一連の不正を下支えしているのが、患者に代わって接骨院が健康保険組合に療養費を請求できる「受領委任」制度だ。患者側は煩雑な保険請求を行わないで済むメリットがあるが、 水増し請求や架空請求がしやすいとされる。

相次ぐ不正を受け、厚生労働省は年度内にも省令を改正し、柔道整復師の養成課程と療養費の請求のあり方を見直す。学生には倫理教養を義務付けた上で、臨床実習も強化。不正請求の監査体制も強化する。

改革の狙いは「質の確保」だ。10年度に全国で14校だった柔道整復師学校は規制緩和で27年度に109校にまで急増。柔道整復師の就業者数も約6万4千人と10年前の1·8倍になっている。長尾教授は「学校の数が急増したことで、モラルのない柔道整復師が増えた。今求められるのは学校と学生の質の向上だ」と話している。

柔道整復師 厚生労働相が認可する国家資格。「ほねつぎ」としても知られる。日本古来の 武術である「柔術」をルーツとし、骨折や脱臼、捻挫などのけがについて、手術をせずに骨を動 かしたり固定したりして治療する。資格取得後は接骨院を開業できる。健康保険の対象となる 柔道整復施術を受けた際の費用を「療養費」という

2016年10月2日 産経新聞より転載

今月のお歌

北海道第 4 支部 室蘭市 西江 須美先生より



*

集 後

記

風呂の湯の 温度の目盛り 一つ上げ 手足伸ばして ゆっくり入る

暑い暑いと言ってるうちに、やはり空気が涼しくなりました。 そうするとお風呂の温度も少し熱めにして入るのが楽しみになります。

人と人 縁とは実に 不思議なり 共に過ごせし 時間にあらず

人の縁とは不思議なものです。何十年も友と思っていた人でも、あっけない別れになることもあれば、瞬間に出会った人と生涯の友になる場合もあります。それだから、 人生とは、おもしろいのですね。

特殊詐欺にご注意

警察官をかたる不審電話多発!!

道警の警察官を名乗る男が「詐欺グループから押収した通帳の中にあなた名義の通帳があるので金を下ろした方がいい」などと、うその電話をかけて北広島市の55歳の女性から現金850万円をだまし取ったとして、現金の受け取り役の男が詐欺の疑いで逮捕されました。

警察をかたり「犯人を逮捕したらあなたの口座情報が出てきた。」や銀行員をかたり「現金を引き出して自宅に持ち帰ってください。」「現金を預かりに自宅に伺います。」こんな電話があったら、**詐欺です!**ご家族や知人、警察にご相談下さい。

めなっ姿め最雪ぎ 洋のよ実まはるいてがか近を 第気Rでいば務ッ教ひどを ー あらっ局ト示いもひ喉医でく際しち効よしち、で迎 1 ろれてのの願てあいの学良わにてみ果うまら風はえ ヨーうま働新ツいしるた痛でしか効飲つがにわまま ト始する器 がのて は れはもめるめば、しるツェ も向に でん かい 温れ疫を流め激 程 飲け到 るツる 美どま程 て力冷行 遠降 てし ば ダ是風ツボツ 味う 度いをやにいい 611)

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄 札幌市中央区南1条西13丁目317-3プロジャ南1条ビル3F TEL011-213-1033 FAX011-213-1034 E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL http://www.hokushinkyo.jp/